

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金とは

- ① 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
- ② 「預金等」とは、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法上の付保対象とされているものをいいます。

2. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

- ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日等、将来において債権の行使が期待される日
- ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日（当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限る。）
- ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

- ① 法定の異動事由
引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由
- ② 休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づき、当金庫が認可を受けた以下の事由
預金種類ごとの認可事由は次項とおりです。

預金種類ごとの認可事由（施行規則第4条第3項）

預金等の種類	号	認可を受けた事由
当座預金	1号	預金者の申出による通帳の再発行
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） （注1）
普通預金 （無利息型普通預金）	1号	預金者の申出による通帳の発行（再発行含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。）もしくは繰越
	3号	預金者の申出による契約内容の変更 * 下記に掲げる事由のみ ・キャッシュカードの再発行 ・カードローン契約の終了 ・総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります。）
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） （注1）
	6号	総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法定の異動事由および上記1号・3号5号に掲げる事由の全部または一部が生じたこと
貯蓄預金	1号	預金者の申出による通帳の発行（再発行含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。）もしくは繰越
	3号	預金者の申出による契約内容の変更 * 下記に掲げる事由のみ ・キャッシュカードの再発行
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） （注1）
納税準備預金	1号	預金者の申出による通帳の発行（再発行含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。）もしくは繰越
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） （注1）
後見支援預金	1号	預金者の申出による通帳の発行（再発行含む。）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。）もしくは繰越
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） （注1）
通知預金	1号	預金者の申出による証書の発行（再発行含む。）、記帳（記帳する取引がない場合を除く。）
	3号	預金者の申出による契約内容の変更 * 下記に掲げる事由のみ ・解約予定日の設定・変更
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） （注1）

預金等の種類	号	認可を受けた事由
期日指定定期預金	1号	預金者の申出による通帳または証書の発行（再発行含む。）、記帳（記帳する取引がない場合を除く。）
	3号	預金者の申出による契約内容の変更 * 下記に掲げる事由のみ ・方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更)
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） (注1)
自由金利型定期預金 (M型)		同上
自由金利型定期預金 (大口定期)		同上
変動金利定期預金		同上
自動継続 期日指定定期預金	1号	預金者の申出による通帳または証書の発行（再発行含む。）、記帳（記帳する取引がない場合を除く。）
	3号	預金者の申出による契約内容の変更 * 下記に掲げる事由のみ ・方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更) ・総合口座への組入・組入解除(平成31年3月1日以降のものに限ります。)
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領（全部または一部） (注1)
	6号	総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法定の異動事由および上記1号・3号・5号に掲げる事由の全部または一部が生じたこと
自動継続 自由金利型定期預金 (M型)		同上
自動継続 自由金利型定期預金 (大口定期)		同上
自動継続 変動金利定期預金		同上

預金等の種類	号	認可を受けた事由
定期積金 (スーパー定期積金)	1号	預金者の申出による通帳または証書の発行(再発行含む)、記帳(記帳する取引がない場合は除く。)
	3号	預金者の申出による契約内容の変更 * 下記に掲げる事由のみ ・総合口座への組入・組入解除(平成31年3月1日以降のものに限ります。)
	5号	預金者等による預金等に係る情報の受領(全部または一部) (注1)
	6号	総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法定の異動事由および上記1号・3号・5号に掲げる事由の全部または一部が生じたこと

(注1) 「5号の預金者等による預金等に係る情報の受領」とは次に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領をいいます。

- ・ 当金庫名称およびお客様の預金等を取扱う店舗の名称
- ・ 預金等の種別
- ・ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
- ・ 預金等の名義人の氏名または名称
- ・ 預金等の元本の額